

○財務省告示第百八十五号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十八年五月十二日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。

平成二十八年六月九日
財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（十年）（第三百四
十二回）
二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第四条第一項及び財政
の法律及びその
運営に必要な財源の確保を図る
ための公債の発行の特例に關す
る法律（平成二十四年法律第百
一号）第三条第一項並びに特別
會計に關する法律（平成十九年
法律第二十三号）第四十六条第
一項

三 振替法の適
用等 社債、株式等の振替に關する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あつて、価格競争入札において
定められた利率をその利率とし、
価格競争入札において募集
の決定を受けた各申込みの応募

五

方 募

イ
ハ
ロ
・別債行争非者特国札非
第参市及入価者・別債発競
II加場び札格第参市行争
非者特国発競I加場入

入 価 法 入
札 格 競 決
発 行 争 定
行 争 の

争 市 入 札 発 行 争
「 と いう 。 」
争 入 札 発 行 争 入 札 発 行 争 入 札 発 行 争
「 と いう 。 」
争 入 札 発 行 争 入 札 発 行 争 入 札 発 行 争
「 と いう 。 」
争 入 札 発 行 争 入 札 発 行 争 入 札 発 行 争
「 と いう 。 」
争 入 札 発 行 争 入 札 発 行 争 入 札 発 行 争
「 と いう 。 」
争 入 札 発 行 争 入 札 発 行 争 入 札 発 行 争
「 と いう 。 」

争 入 札 発 行 争
「 と いう 。 」
争 入 札 発 行 争 入 札 発 行 争 入 札 発 行 争
「 と いう 。 」
争 入 札 発 行 争 入 札 発 行 争 入 札 発 行 争
「 と いう 。 」
争 入 札 発 行 争 入 札 発 行 争 入 札 発 行 争
「 と いう 。 」
争 入 札 発 行 争 入 札 発 行 争 入 札 発 行 争
「 と いう 。 」

六

イ
発

入 価 入 価
札 格 行 札 格
発 競 発 競
行 争 額 行 争

ロ

札 非
発 競
行 争
入

ハ

国 特 者 非 争
債 別 者 非 入
市 加 第 格 札
場 場 I 競 競 発

ニ

国 特 者 非 争
債 別 者 非 入
市 加 第 格 札
場 場 II 競 競 発

額 面 金 額 で 二 兆 千 八 百 億 円
う ち 財 政 法 第 四 条 第 一 項 の
定 め 基 づ き 額 七 十 五 万 三 千 二 百 十
つ い て 額 一 億 七 千 九 百 十 万 円
八 億 五 千 九 百 十 七 万 九 千 九 百 九 十 九
運 営 必 要 財 源 の 確 保 を 図 る
た め の 公 債 の 発 行 の 特 例 に 関 する
る 法 律 第 三 十 一 条 第 一 項 の 規 定 に 基
づ き 発 行 し た 利 付 国 債 に つ い て
は 額 七 千 九 百 十 七 万 六 千 八 百 十 三
億 二 千 九 百 九 十 四 万 六 千 六 百 十 三
に 関 する 法 律 第 十 六 条 第 一 項
の 規 定 に 基 づ き 額 一 兆 九 百 十 七
債 七 百 八 十 八 億 三 千 五 百 一 十 六
三 千 七 百 八 十 八 億 三 千 五 百 一 十 六
特 別 会 計 に 関 する 法 律 第 十 五 条
特 別 会 計 の 規 定 に 基 づ き 額 一 兆
九 億 七 千 四 百 一 十 四 万 九 千 九 百
で 九 億 七 千 四 百 一 十 四 万 九 千 九 百
特 別 会 計 に 関 する 法 律 第 十 四 条
特 別 会 計 の 規 定 に 基 づ き 額 一 兆
二 千 百 八 十 一 億 円
で 二 千 百 八 十 一 億 円
特 別 会 計 に 関 する 法 律 第 十 三 条
特 別 会 計 の 規 定 に 基 づ き 額 一 兆
九 億 七 千 四 百 一 十 四 万 九 千 九 百
特 別 会 計 の 規 定 に 基 づ き 額 一 兆
九 億 七 千 四 百 一 十 四 万 九 千 九 百
非 特 者 非 争
格 第 Ⅱ 加 場
入 価 競 発
札 格 競 発
争 入 札 発 行

者・第I	特参加	国債市場	札發行	非競入	入札発格	価行競格	十	十	九	八	二	八	六	五	口	イ	七	行																									
																			振替単位	最小額面金	行争入札発	非価格競	者・第II	特参加	国債市場	行争入札発	非価格競I	者・第I	特参加	国債市場	札發行	非競入	入札発格	価行競格	払込金額								
			五銭面金額百円につき百九十九	金額百円	銭以上金額百円につき百九十九	金額百円	平	成	す	額の記載又は記録は、最低額と	振替法の規定による振替口座簿	五万円	三	千	五	百	十	五	億	二	千	三	百	六	十	万	五	万	円	五	千	二	百	九	十	九	億	二	千	九	百	三	十

十
三

の 経 利 入 価 ・ 別 債 行 争 非
払 過 札 格 第 参 市 及 入 価
込 利 発 競 II 加 場 び 札 格
み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競

十
四

初
期
利
子

年 ○ ・ 一 パーセント
募 入 決 定 の 通 知 を 受 け た 者 は 、
払 込 金 額 に 加 え 、 第 二 十 号 に よ
り 算 出 し た 金 額 を 第 十 号 に 規
定 す る 期 日 に 払 い 込 む も の と 規
定 す る 。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.1 \times 53}{100 \times 365}$$

平 成 二 十 八 年 九 月 二 十 日 を 支 払
期 と し 、 次 の 算 式 に よ り 算 出 し
た 金 額 を 支 払 う 。 た だ し 、 支 払
期 が 銀 行 休 業 日 に 当 た る と き
は 、 そ の 翌 営 業 日 に 支 払 う (以
下 、 次 号 及 び 第 十 六 号 に お い て
規 定 す る 期 日 に つ い て 同 じ 。)

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.1 \times 1}{100 \times 2}$$

十
五

第
二
期
子
以

毎 年 三 月 二 十 日 及 び 九 月 二 十 日
を 支 払 期 と し 、 各 支 払 期 に お い
て 、 そ の 日 以 前 六 月 間 に 属 す る
利 子 を 支 払 う 。
平 成 三 十 八 年 三 月 二 十 日
額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円
日 本 銀 行

十
十
八

償 償
還 還
金 金
支 支
額 額
限 限

元 利 金 支 日

二十 十九

払 者 入 払
込 札 場
期 参 所
日 加

平成 財務
二十 大臣
八年 から
五月 通知
十二 を
日 受
けた
者